

益田市景観まちづくり事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、益田市景観まちづくり基金条例（平成23年益田市条例第19号。）に規定する益田市景観まちづくり基金を財源として行う事業（以下「景観まちづくり事業」という。）に関し、益田市補助金交付規則（平成9年益田市規則第9号。以下「規則」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(実施事業)

第2条 景観まちづくり事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 赤瓦等を活かしたまちづくり事業（以下「1号事業」という。）
- (2) 地域の特色を活かしたまちづくり事業（以下「2号事業」という。）
- (3) 景観まちづくりワークショップ活動
- (4) その他市長が認める事業

2 1号事業及び2号事業は、別表に定める補助の対象者が行うもので、景観まちづくり事業審査委員会（以下「委員会」という。）の審査により市の景観形成や保全に資すると認められた場合に、別表に定める補助対象経費及び補助金の額に基づき補助金を交付するものとする。

(委員会)

第3条 市長は、前条第2項に規定する審査を行うために次の委員会を設置するものとする。

- (1) 1号事業審査委員会
 - (2) 2号事業審査委員会
- 2 前項各号に掲げる委員会の委員は5人以内とし、次の各号に掲げる分野の活動等を実践している者から市長が任命するものとする。この場合、当該各号の委員会間において、委員について2人以内は重複して任命できるものとする。
- (1) 建築
 - (2) 観光
 - (3) 芸術
 - (4) 教育
 - (5) 報道
 - (6) 景観形成や保全
 - (7) 地域活性化やまちづくり

(8) その他市長が認める分野

- 3 第1項各号の委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員長及び副委員長は委員の互選により定める。
- 4 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員総数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 7 前項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

(交付申請)

第4条 第2条第2項の補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、益田市景観まちづくり事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（1号事業の場合は、工事経費の内訳が分かる書類を添付すること。）
 - (2) 必要図面（1号事業に限る。）
 - (3) 事業収支予算書（2号事業に限る。）
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、既に補助対象事業に着手しているときは、申請書の提出と同一年度内に着手している場合に限り、申請書を提出することができる。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、委員会に諮り、補助金の交付の可否を決定し、益田市景観まちづくり事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第9条第1項に規定する事由が生じたときは、益田市景観まちづくり事業補助金変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- 2 前条の申請者への通知に関する規定は、前項の規定による承認をする場合について準用する。

(着手届及び完了届の省略)

第7条 規則第10条に定める補助事業等着手・完了届については、提出を要し

ない。

(実績報告)

第8条 決定を受けた補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに、益田市景観まちづくり事業実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施状況を説明する書類
- (2) 事業の実施状況が分かる写真
- (3) 事業収支決算書
- (4) 当該事業の補助対象経費に係る領収証の写し
- (5) 当該建築物の屋根材が確認できる書類(1号事業に限る。)
- (6) 当該建築物に県内産赤瓦を使用した屋根の面積が確認できる書類(1号事業に限る。)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(交付請求)

第9条 補助事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、益田市景観まちづくり事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助金は、補助事業者が当該補助事業を完了した後において交付する。ただし、市長が認める場合は、当該補助事業の完了前に補助金を概算交付することができるものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 補助事業者は、補助金により取得し、又は効用の高められた増加した財産を、市長の承認を受けないで、交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、除去し、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を超える場合は、この限りではない。

- 2 市長は、補助事業者が、前項の規定に違反し、又は虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、若しくは補助金の交付を受けたときは、その決定を取り消し、又は補助金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。ただし、1号事業に関する規定は、平成24年10月1日から施行する。

(益田市赤瓦の街並整備事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 益田市赤瓦の街並整備事業補助金交付要綱（平成21年益田市告示第59号。）は、平成24年9月30日限り廃止する。

別表（第2条関係）

対象事業	補助の対象者	補助対象経費	補助金の額
1号事業	<p>次の要件をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 市内において、屋根工事を含む建築行為を行う者</p> <p>(2) 市内に本店、支店、営業所等を置く建築業者により、建築行為を行う者</p> <p>(3) 県内産赤瓦（島根県内において生産された瓦で赤系のものをいう。以下同じ。）を使用して、建築行為を行う者</p> <p>(4) 市税の滞納がない者</p>	<p>当該年度内に完了する工事のうち、次に掲げる経費（ただし、国、県及び市が行う他の補助制度の適用を受ける経費を除く。）</p> <p>(1) 赤瓦を使用して行う屋根工事</p> <p>(2) 屋根工事に付随して行う外壁工事</p> <p>(3) 屋根工事に付随して行う敷地周辺の外構工事</p> <p>(4) 屋根工事に付随して行う建築物に附帯する設備機器等を周囲の景観に調和させるための工事</p>	<p>補助金の額は、補助対象経費の2分の1（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、それぞれ100,000円を限度とする。</p>
2号事業	<p>次の要件のすべてに該当する者とする。</p> <p>(1) 市内において、景観まちづくり活動を行う者</p> <p>(2) 市税の滞納がない者</p>	<p>当該年度に実施される地域の特色を活かしたまちづくりに要する経費（ただし、国、県及び市が行う他の補助制度の適用を受ける経費を除く。）。</p>	<p>補助金の額は、補助対象経費の2分の1（補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、それぞれ100,000円を限度とする。</p>

			0円を限度とする。
--	--	--	-----------